政令第

号

行 政 機 関 等  $\mathcal{O}$ 保有、 する 個 人情 報  $\mathcal{O}$ 適 正 か 0 効 果的 な活 用 に よる 新 たな 産 業 0 創 出 並 び に 活 力 ある 経 済

社会及び 豊か , な 国 民生 活 の実 現に資するため (T) 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 12 .関する法律  $\mathcal{O}$ 施 行 に伴う関 係 政 令  $\mathcal{O}$ 

整備及び経過措置に関する政令

内 閣 は、 行政 機関 等の 保有する個 人情報 の適正 か つ効果的な活用による新たな産業の 創 出 並 立びに活り 力あ

号)  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 V. 及 び 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 規定 に基づき、この政令 を制定する。

目次

経済社会及び豊

か

な国

民

生活

 $\mathcal{O}$ 

実現に資するため

 $\mathcal{O}$ 

関

係法

律

 $\mathcal{O}$ 

整

備

に関

する法律

(平成二十八年法律第五

+

第一章 関係政令の整備(第一条—第四条

第二章 経過措置 (第五条・第六条)

附則

第一章 関係政令の整備

行政 機関  $\mathcal{O}$ 保有する個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保護に関する法律施行令 . D 部改正)

第一 条 行政 機関 の保有する個 [人情報 の保護に関する法律施 行令 (平成十五年政令第五百四十八号) 0 部

を次 のように 改正する。

第二十一条第一項中「(第三条」を「(第六条」に、 「第四章まで」を「第四章の二まで」に改め、 同

条第二項中「第四章まで」を「第四章の二まで」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十条中「第十一条」

を

「第十四条」に改め、

同条を第二十三条とし、

同条の次に次の二条を加える。

(法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一

項及び第二項の政令で定め る事 項

第二十四· 法第四 十 ·四条の 八第 項にお いて準 用する行政機関の保 有する情報の公開に関する法律 平

成十一年法 律第四十二号) 第十三条第一 項の政令で定める事 項は、 次に掲げる事項とする。

- 法第四十四条の五第一項の提案の年 月日
- 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 法 .第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二

項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日
- 法第四十四条の八第一 項にお .いて準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第

項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料)

第二十五条 法第四十四条の 十三第 項  $\mathcal{O}$ 規定により納 付しなければならない手数料の額は、 二万千円に

次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

法第四十四条の八第一 項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第

項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第一項に規定する第三者一人につき二

百十円(当該機会を与える場合に限る。)

行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

- 三 行政機関非 識別 加工情報 の作成の委託を受けた者に対して支払う額 (当該委託をする場合に限 る。)
- 2 法 第四 + 四条の十三第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により納付しなければならない手数料 の額は、 次の各号に掲げる行

政 機関 非 識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額と

する。

次号に掲げる者以外の者 法第四十四条の九の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関

する契約を締結する者が法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料 の額

と同一の額

法第四 十四四 条の九 (法第四十四条の十二第二項にお いて準 用する場合を含む。 の規定により当該

行 改機関 非識 別 加工情况 報 の利 用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 前二項の手数料 (以下この項において単に「手数料」という。) は、次に掲げる場合を除き、個人情

報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合(次号に掲げる場合に該

当する場合を除く。)

## イ 特 許 庁

口 その長が 法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であって、 手数料の納

付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報により公示したもの

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する

電子情報処理 組織を使用して法第四十四条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をする場合

に おいて、 個人情報保護委員会規則で定める方法により手数料を納付する場合

第十九条を第二十二条とする。

第十八条の見出しを「(開示請求に係る手数料)」に改め、 同条第三項中 「はって」を「貼って」 に改

め、同条を第二十一条とし、第十七条を第二十条とする。

第十六条第二項中「第十二条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に、 「第十条第一項各号」を

第十三条第一項各号」に改め、 同条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条と

する。

第十三条中「により、」 の下に「同条第一項に規定する」を加え、 同条を第十六条とする。

第十二条第二項中 「第十条第一項各号」を「第十三条第一項各号」に改め、 同条を第十五条とする。

第十一条第一項中 「第二十一条」を「第二十六条」に改め、 同項第一号中「(平成二十五年法律第二十

七号)」を削り、同条を第十四条とする。

第十条第二項中「第十二条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に、「第十七条第一号」を「第

二十条第一号」に改め、 同条第三項中「第十二条第一項第四号」を「第十五条第一項第四号」に改め、 同

条を第十三条とする。

第九条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、 「第二条第四項第一号」を「第二条第

六項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第八条各号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、 同条を第十一条とし、第七条

を第十条とし、第三条から第六条までを三条ずつ繰り下げる。

第二条の次に次の三条を加える。

(個人識別符号)

第三条 法第二条第三項の政令で定める文字、 番号、 記号その他の符号は、 次に掲げるものとする。

次に掲げる身体 の特徴  $\mathcal{O}$ いずれかを電子 計算機 の用に供するために変換した文字、 番号、 記号その

他 の符号であ つって、 特 定  $\mathcal{O}$ 個 人を識 別 するに足りるも のとして総務省令で定める基準 に 適合するも

1 細 胞 から採取されたデオキシリボ 核 酸 (別名DNA) を構成する塩基の 配 列

口 顔 の骨格及び皮膚の色並びに目、 鼻、 口その他 の顔 の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

二 発声 0 際  $\mathcal{O}$ 声 帯  $\mathcal{O}$ 振 動、 声 門  $\mathcal{O}$ 開 閉 並 び に声 道 の形状及びその変化

ホ 歩行  $\mathcal{O}$ 際  $\mathcal{O}$ 姿勢及 CK 両腕  $\mathcal{O}$ 動 作、 歩 幅そ 0 他  $\mathcal{O}$ 歩 行  $\mathcal{O}$ 態 様

手 0) ひら又は手の甲若し くは指  $\mathcal{O}$ 皮下 . D 静 脈  $\mathcal{O}$ 分岐 及び |端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

旅券法 (昭和二十六年法律第二百六十七号) 第六条第一項第一号の旅券の 番号

三 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) 第十四条に規定する基礎年金番号

兀 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十三条第一項第一号の 免許証 の番号

五. 住民基· 本台帳法 昭 和四十二年法律第八十一号) 第七条第十三号に規定する住民票 コ ド

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二

十七号) 第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定め

る文字、番号、記号その他の符号

1 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第二項の被保険者証

(昭和五十七年法律第八十号)

第五十四条第三項の被保険者証

口

高齢

者の医療の確保に関する法律

ハ 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第十二条第三項の被保険者証

八 その他 前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、 番号、 記号その他 !の符号

(要配慮個 人情報

第四条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、 次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人

の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

身体障害、 知的障害、 精神障害 (発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害

が あること。

本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 (次号において 「医師等」という。)に

ょ り行 わ れ た疾病の予防及び早期発見の ため Ó 健康診断その 他 の検査 (同号にお いて 健 康診断等」

という。)の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、 負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師

等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

兀 本人を被疑者又は被告人として、 逮捕、 搜索、 差押え、 勾 留、 公訴 の提起その他 の刑事事件に関す

る手続が行われたこと。

五. 本人を少年法 (昭和二十三年法律第百六十八号) 第三条第一項に規定する少年又はその疑 7 0) ある

調査、 観護 の措置、 審判、 保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(行政機関非識別加工情報ファイル)

第五条 法第二条第十項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる行政機関非識別加工情報を一定の

規則に従って整理することにより特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように

体系的に構成した情報の集合物であって、 目次、 索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

とする。

、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十九号)

の一部を次のように改正する。

第十四条中「第六条」を「第九条」に改め、 同条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条

を第十五条とする。

第十一条第二項中 「第七条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に、 「第五条第一項各号」を 「第

八条第一項各号」に改め、 同条を第十四条とし、 第十条を第十三条とし、 第九条を第十二条とする。

第八条中「により、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同条を第十一条とする。

第七条第二項中「第五条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項第一号中「(平成二十五年法律第二十七号)」を削り、同条を第九条とする。

第五条第二項中「第七条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に、「第十二条第一号」を 「第十五

条第一号」に改め、 同条第三項中「第七条第一項第四号」を「第十条第一項第四号」に改め、 同条を第八

第四条第三号中 「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、 「第二条第四項第一号」を「第

二条第六項第一号」に改め、 同条を第七条とし、第三条を第六条とする。

項第一号」を「第二条第六項第一号」に、 「第四条第三号」を「第七条第三号」に改め、 同条を第五条と

第二条第一号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改め、同条第二号中「第二条第四

する。

第一 条第一 項 中 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。) を

法 に改め、 同条を第四条とし、 同条の前に次の三条を加える。

## (個 人識別符号)

第一条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項の

政令で定める文字、番号、 記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、 番号、

他の符号であって、 特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの

- 1 細 胞 から採取されたデオキシリボ 核酸 (別名DNA) を構成する塩基の 配列
- 口 顔  $\mathcal{O}$ 骨格 及び 皮膚  $\mathcal{O}$ 色並 びに目、 鼻、 口その 他 (T) 顔  $\mathcal{O}$ 部位 の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩 の表面 の起伏により 形成される線状の模様
- = 発声 の際の声帯 の振動、 声門の開閉並びに声道 の形状及びその変化
- ホ 歩行 の際の姿勢及び両腕の動作、 歩幅その他の歩行の態様

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

- 1 指紋 又は 掌紋
- 旅券法 昭昭 和二十六年法律第二百六十七号) 第六条第 項 第 号の旅 券の 番号
- 三 国民 年 金法 (昭和三十 -四年: 法律第百 四十一号) 第十 应 |条に 規定する基 一礎年 金 番号
- 匹 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第九十三条第一項第一号の 免許 証 の番号
- 五. 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コ ド
- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二
- 十七号) 第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定め

る文字、番号、記号その他の符号

1 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第二項の被保険者証

口 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) 第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、 番号、 記号その他の符号

(要配慮個人情報)

第二条 法第二条第四項の政令で定める記述等は、 次に掲げる事 項のいずれかを内容とする記述等

の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

身体障害、 知的障害、 精神障害(発達障害を含む。)その他の総務省令で定める心身の機能の障害

があること。

より行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)に (同号において「健康診断等」

## という。)の結果

三 健康診断 等の結果に基づき、 又は疾病、 負傷その他 の心身の変化を理由として、本人に対して医師

等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

兀 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、 捜索、差押え、 勾 留、 公訴の提起その他の刑事事件に関す

る手続が行われたこと。

五. 本人を少年法 (昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑い のある

者として、 調査、 観護 の措置、 審判、 保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(独立行政法人等非識別加工情報ファイル)

第三条 法第二条第十項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる独立行政法人等非 識別加工情 報を

定の規則に従って整理することにより特定の独立行政法人等非識別加 工情報を容易に検索することが

できるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、 索引その他検索を容易にするためのもの

を有するものとする。

本則に次の一条を加える。

(法第四 十四四 条の 八第一 項に おいて準用する独立行政法 人等の 保有する情報 0 公開 に関する法 注律第· 十四四

条第一項及び第二項の政令で定める事項)

第十八条 法第四 十四条の八第一 項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

(平成十三年法律第百四十号) 第十四条第一項の政令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十四条の五第一項の提案の年月日
- 二 法第四十四条の五第一項の提案に係る個人情報ファイルの

記録項目

- 三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 法 第四 + 兀 条の 八 第一 項に お 1 · て準 用す る独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政法人等の 保有する情報の公開に関する法律第十四

条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 法第四十四条の五第一項の提案の年月日
- 法第四十四 条の八第一項に お いて準見 用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十

兀 条第二項第 号又は第二号の規定 の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 法第四十四 条の五第 項の提案に係る個 人情報ファイ ル 0) 記録項目

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(鉱業登録令等の一部改正)

第三条 (略)

(個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正)

第四条 (略)

第二章 経過措置

行政 人機関 の長による個 人情報ファイル 簿 の修正 に関する経過措 置

第五 条 行 政 機 関等 Ò 保 有す る 個 人情報 の適 正 か つ 効果的、 な活用による新たな産業 の創 出並 びに活力あ る経

済社会及び豊 カゝ な国民生活  $\mathcal{O}$ 実現に資するため 0 関係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 に関する 法 律 (以 下 整 備 法 う。

 $\mathcal{O}$ 施行 の際 現に 整備法第一 条の 規定による改正 後の行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律

平成十五年法律第五十八号。 以下この条において 「新行政機関個 人情報保護法」という。) 第二条第 一項

に規定する行 政機関 とが保有. してい る同条第六項に規定する個 人情報ファイルであって新行政 人機関個 人情 報

保護法第十条第一項第五号に規定する記録情報に新行政機関個 人情報保護法第二条第四項に規定する要配

機 保 に に 旨 慮 活 関 護 又 個 法 は 力あ 人情 とあるのは、 の保有す 第十 新 る経 行 報を含む 政 る個 条第一 済社会及び豊 機 関 人情 Ł 個 「行政 項に規定する  $\mathcal{O}$ 人 情 又は 報の保護に 機関等の 報 カ 保 同 条第 な国 護法 民生活 関 個 第四 保有する個 九 する法律 項 人情 各号 + 報 匹 の実現に資するため プア 条  $\mathcal{O}$ 人情 の 三 1 施行令第十条第三項 ず 1 一各号、 報 ル れに 簿  $\mathcal{O}$ 適 に掲 ŧ  $\mathcal{O}$ 修正 正 該当するも か げ につ  $\mathcal{O}$ つ効果的 る 関 事 K 係 法 律 **,** \  $\mathcal{O}$ 項 規定 を のに ての第 記 な活用による新たな産 . の 整 の適 うい 載 す 用に 条の 備に関する法律 るた て当該要配 規定 ついて 8  $\mathcal{O}$ による改正 新 は、 行 慮 個 政 業 同 機 人情 (平成二十八  $\mathcal{O}$ 項 関 創 報 中 後 個 を含 出  $\mathcal{O}$ 人 直 情 並 行 び ち む 政 報

独 立 行 政 法 人等によ る個 人 情 報 ファ 1 ル 簿  $\mathcal{O}$ 修 正 12 関 する 経 過 措

置

年

法

律

<del>.</del>第

五.

+

· 号)

0)

施

行

後遅

滞なく」とする。

第六 護 . 関 する法 整 備 法 律  $\mathcal{O}$ 施 (平成 行  $\mathcal{O}$ 十五 際 現 年法律 に 整 備 :第五· 法 第 十九号。 条  $\mathcal{O}$ 規 定に 以下この ょ る 条に 改 正 お 後 į١  $\mathcal{O}$ 7 独 立行 新 独 政 <u>7</u> 法 一行政 人等 法  $\mathcal{O}$ 人等 保 有 個 す 人情 る 個 人 報 保 情 護 報 の保 法

等 個 ル という。 であって新独立 人情 報保 第二条第 護法第二条第四 行 政法人等個 項に規 項に規定する要配慮個 定する独立行政法 人情報保護法第十一 人等が保有 条 第 人情 報を含むもの又は同 してい 項第五号に規定す る同条第六項に規定する個 る記 条第九項各号の 録情 報 に 新 ( ) 人情 独 ず <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 行 報 れにも該 政 ファイ 法 人

する個 号に 活 る法律施行令第四条第三項 ア 当するも Ź の実現に資するため ル 掲 , げる 人情報 簿 のに の修 事 の適 つい 正についての第二条の 項 を記 正 て当該要配 か 載 の関係法律 する つ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊か の規定の適用については、 た 8 慮個 0) の整備に関する法律 新 人情報を含む旨又は. 規定による改正後 独 立行 政法 人 (等個 同項中 新  $\mathcal{O}$ 人情 (平成二十八年法律第五十一 独立 独立 報保 行政 行政法人等の保有する個 「直ちに」とあるのは、 護法 法人等個 第 + 条第 人情報保護法第四 項に規定す 号) 人情 「行政 の施行後遅滞 報 人機関 んる個 十四四 (T) 保 ? な 国 等 護に 条 人 の三各  $\bigcirc$ 情 なく . 関 保 民 報 生 有 す フ

附則

とする。

(施行期日)

第一条 この政令は、整備法の施行の日から施行する。

関する特例法 出入国管理及び難民認定法及び の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備 日 本国との平 和 条約に基づき日本の国籍を離脱 及び経過措置に関する政令の した者等の出入国管 部改 理 に

正

第二条 (略)

(復興庁組織令の一部改正)

第三条 (略)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正)

第四条 (略)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴

う総務省関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第五条 (略)